

○立田山野外保育センター利用規程

(目的)

第1条 この規程は、立田山野外保育センター設置規則(以下「設置規則」という。)第12条の規定に基づき、立田山野外保育センター(以下「センター」という。)の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用料)

第2条 センターの付帯設備利用料は、別表1のとおりとする。

2 センターの備品等の利用料は、立田山野外保育センター運営委員会が定める。

(利用の予約)

第3条 センターを利用しようとする者は、翌年度の利用予定日を2月1日から予約できるものとする。ただし、2月1日がセンターの休所日、土曜日及び日曜日に当たるときは、その日後において最も近い休所日でない日からとする。

2 予約されていない期日の利用申込は、随時受付けるものとする。ただし、宿泊利用の申込は、原則として利用期日の30日前までとする。

3 センターの利用は、宿泊利用を優先するものとする。

(利用許可申請書)

第4条 設置規則第8条の規定により利用許可を受けようとする者は、利用許可申請書(様式第1号)を一般社団法人熊本市保育園連盟理事長(以下「理事長」という。)へ提出しなければならない。

2 理事長は、前項の利用許可申請書を受け、その利用を許可する場合は利用許可書(様式第2号)を交付する。

3 理事長は、第2項の利用許可にセンターの管理運営上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、入所の際利用許可書をセンター職員に提示しなければならない。

(利用の中止等)

第5条 利用者が利用開始前に利用を取り止めるとき、または利用者数等の変更がある場合は、利用中止(変更)届(様式第3号)を理事長へ提出しなければならない。

2 当該届けは、利用期日の14日前までに提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、原則として次のとおりとする。

(1) 宿泊の場合は、午前10時から翌日の午前9時30分までの間

(2) 日帰りの場合は、午前10時から午後4時までの間

(利用の支援)

第7条 センターは、利用者の支援として次のことを行う。

(1) 利用者が活動プログラムを作成する際に、助言を行う。

(2) 活動プログラムの指導の援助を行い、遊びの指導の補助をする。

(利用者の定員)

第8条 センターの利用定員は、原則として次の各号に掲げる数とする。

(1) 宿泊の場合は、60人(児童50人、引率者10人程度)とする。

(2) 日帰りの場合(屋外のみを利用する場合を除く)は、150人(引率者を含む)とする。

(利用権譲渡の禁止)

第9条 利用者は、他の者に利用権を譲渡してはならない。

(禁止行為)

第10条 センターにおいて、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに動植物などを傷つけ、又は採取すること。

(2) 許可された場所以外で火気を使用すること。

(3) その他管理運営上必要と認めて禁止した事項。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、センターの利用を終了したときは、利用した施設、設備等を所定の位置に返却するなど、すみやかに原状に回復しなければならない。

(事故・傷病等への対応)

第12条 利用者の責任に起因する事故・傷病等については、利用者の責任で対応することとする。

(補 則)

第13条 この規程を変更しようとするときは、理事会において出席理事の過半数の同意を必要とする。

附 則

この規程は、平成14年1月9日から施行する。

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

この規定は、平成17年6月1日から施行する。

この規則は、一般社団法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

区 分	宿泊利用の場合	日帰り利用の場合
森のお風呂(五右衛門風呂を含む)	3,000円/回	3,000円/回
五右衛門風呂	1,000円/回	1,000円/回
森の食堂(調理器具、冷蔵庫等の利用料)	1,000円/回	1,000円/回
森のサークル(キャンプファイヤー場)	1,000円/回	1,000円/回
冷暖房設備	1部屋 1,000円 2部屋 1,300円 全館(3部屋以上) 1,600円	1部屋 500円 2部屋 700円 全館(3部屋以上) 900円

※浴槽2つの内、1つのみご利用の場合は、2,000円/回となります。

(様式第1号) 省略

(様式第2号) 省略

(様式第3号) 省略